「はかり」を使用している医療関係事業者の皆様へ

取引・証明における計量に「はかり」を使用している方は、その「はかり」について、市が実施する「定期検査」を受検することが義務づけられています。

（計量法（以下「法」）第19条，計量法施行令（以下「施行令」）第10条）

検査時期　**２年に１度**、市が定める時期　（施行令　第11条）

・福島市では、一般社団法人福島県計量協会（以下「県計量協会」）に定期検査業務を委託しております。
・検査履歴がある時は、検査時期が近づき次第お知らせします。
・新たに検査が必要となった場合又は検査が不要となった場合は、県計量協会（☎０２４－５２１－４０３５）へご連絡ください。

検査場所　「はかり」の使用場所　（特定計量器検定検査規則（以下「検則」）第39条）

・県計量協会の職員が出向いて検査を行います。

検査手数料　「はかり」の検査には、手数料が必要となります。　（法　第158条）

・その種類・能力に応じて福島市手数料条例に定められております。
なお、検査手数料は、検査時に現金で納付してください。

検査対象　「検定証印」又は「基準適合証印」の付いている「はかり」のうち、取引・証明に使用されているもの。

・一緒に使用する「分銅・おもり」も、同じように対象となります。

取引・証明行為に特定計量器を使用する場合、原則として「検定証印」又は「基準適合証印」の付いたものを使用しなければなりません。（法　第１６条）

検定証印

基準適合証印

※注意
右のマークが付いた「はかり」は、取引・証明には使用できません。

家庭用計量器の印

検査手数料一覧表　（一部を抜粋しています）

高精度（　目量／表す量　が 1/10,000 未満）のはかりは、５割加算
複目量（レンジ切り替え）のはかりは、レンジが１増すごとに５割加算

計量器の種類	能力	金額 （※5割加算/5割加算×2）
電気式はかり 電気抵抗線式はかり・誘電式はかり・ 電磁式はかり・光電式はかりなど 	100kg 以下	1,400 円 2,100 円-２レンジ 2,800 円-３レンジ
	250kg 以下	1,800 円 2,700 円-２レンジ
	500kg 以下	2,200 円
機械式はかり 手動天びん・等比皿手動はかり・不等比皿手動はかり・台手動はかり・ばね式指示はかり・手動指示併用はかり等 	100kg 以下	500 円
	250kg 以下	900 円
	500kg 以下	1,500 円
	1t 以下	2,100 円
分銅・おもり 分銅・定量おもり・定量増おもり	１個	10 円

取引・証明とは？取引証明とは、計量法で次のように定義されています。（計量法　第２条）

証明　**公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。**

「公に」：公機関が、又は公機関に対してあること　**「業務上」**：継続的、反復的であること

「一定の事実」：一定のものが一定の物象の状態の量を有することで、特定の数値で表されるのが一般的であるが、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる

「真実である旨を表明すること」：真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は該当しない

取引　**有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。**

「有償であると無償であることを問わず」：　金銭の授受の有無にかかわらず
「物の給付」：売買、賃借、贈与等　**「役務の給付」**：雇用、請負、委託加工等
「業務上」：継続的、反復的であること

具体的事例	取引	証明
病院、薬局で薬の調剤のため		○
保健所・病院等で健康診断、又は診断書を発行するため		○
病院・診療所等において新生児の体重及び成長過程における記録及び妊娠の定期健診		○
病院等で人工透析用として使用する場合（診断書　作成）		○
病院等で人工透析用として使用する場合（診断書など作成しない場合）		×
学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等で健康診断票等に示され、通知・報告がなされる体重測定や健康診断のため		○
学校・法人・団体等において、健康診断のため体重測定をおこなう		○
学校・法人・団体等において、資格を判断するため又は記録をするため		○
学校・病院・法人・施設等で給食材料仕入れの代金特定のため	○	
研究機関等が、研究結果を外部に公表するため		○
研究機関等が、内部研究のため		×
学校・施設等で教材・実習又は調理のため	×	×
有料体重計において、目安程度に使用するもの	×	×

取引・証明に使用される代表的な「はかり」例

病院、学校、保健所等での
健康診断等に使用されるはかり

病院・薬局等で調剤に
使用するはかり

コーヒー豆、お茶等の販売で
料金の算定に使用するはかり

コンビニ等の宅配便の取次店で
荷物の計量を行うはかり

回収業等で料金の基となる
回収物の計量を行うはかり

スーパー、小売店等で重さを表記して
商品の売買に使用するはかり

「はかり」を正しく使って
適正な計量に努めましょう！

チェックしてみよう！

- □ 使わないとき、載せ台に物を置かないようにしましょう！
- □ 定期的に掃除をしましょう！
- □ 風の当たる場所、振動がある場所には設置しないようにしましょう！
- □ 平らな場所で水平を合わせて使用しましょう！
- □ はかる前に零点を正しく合わせましょう！
- □ はかる物は、載せ台の中央に載せましょう！

適正な計量が私達のくらしをまもります

福島市にぎわい商業課(TEL525-3720)

詳細は、福島市HP「ふくしまの計量」をご参照ください。
【http://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/16/keiryou.html】